

京都市再犯防止推進計画に掲げる具体的な取組施策の状況について（柱1）

資料4

計画の柱	取組施策(中項目)	番号	取組施策(小項目)	担当課	取組内容	事業名(あれば記載)	令和4年度の取組状況	令和5年度の取組予定
1 住居・就労の確保等による社会の居場所づくり	(1) 刑務所出所者等が住居を確保しやすい環境づくりを推進します。	1	刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進	保健福祉総務課	刑事司法関係機関等が適切な福祉関係機関等に迅速・円滑に相談・調整が行えるようサポートするとともに、関係者同士の顔の見える関係づくり等を進めることにより刑務所出所者等に対する福祉的支援につなぐ調整をより円滑化し、切れ目のない支援を推進します。	再犯防止推進事業	実施済 刑事司法関係機関等が行う福祉的支援につなぐ調整をより円滑化するため、引き続き「更生支援相談員」を1名配置 (主な取組内容) ○刑事司法関係機関等からの相談対応(49件) ○刑事司法関係機関等との連携強化等のための協議(80件) ○関係者同士の顔の見える関係づくり等を目的とした刑事司法関係機関等と連携した研修会の開催(2回)	引き続き、更生支援相談員を中心に、刑事司法関係機関等が適切な福祉関係機関等に迅速・円滑に相談・調整が行えるようサポートするとともに、刑事司法関係機関、地域福祉関係機関、本市関係課等のノウハウ向上や顔の見える関係づくりのための研修会を開催予定。
		2	ハンドブック「つなぐつながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備	保健福祉総務課	ハンドブック「つなぐつながる」について、掲載内容の充実や配布先の拡大により、犯罪等をした人が住居の確保や福祉サービスの利用等につながりやすい環境整備を推進します。	再犯防止推進事業	実施済 ハンドブック「つなぐつながる」について、既存の配布先に加え、京都地検を通じて起訴猶予者等に対して配布するとともに、京都市内に帰住する大阪矯正管内の矯正施設出所者等に対して配布した。	ハンドブックの内容を改訂するとともに、保護司の研修会等でハンドブックを周知するなど、保護司等がハンドブックをより活用しやすくなるよう環境整備を図る。
		3	京都市再犯防止推進会議における関係機関との連携による再犯防止の取組の着実な推進	保健福祉総務課	京都市再犯防止推進会議において、本市における再犯防止の取組の進捗管理を行うとともに、関係機関との連携のもと、住居確保や就労支援、保健医療・福祉サービスの利用促進、民間協力者の活動支援等の取組を着実に推進します。	再犯防止推進事業	実施済 京都市再犯防止推進会議を7月に開催し、京都市再犯防止推進計画の進捗管理を行った。	引き続き、京都市再犯防止推進会議を開催し、京都市再犯防止推進計画の進捗管理を行う。
		4	居住支援法人の開拓等による住宅の確保に配慮を要する人に対する支援の推進	住宅政策課	指定権者である京都府と連携した住宅確保要配慮者居住支援法人の開拓等の取組により、高齢者など住宅の確保に特に配慮を要する人を受け入れる民間賃貸住宅の拡充と円滑な入居を推進します。	居住支援法人連絡会	実施済 ・京都府と連携し居住支援法人連絡会を開催(5月、7月、10月、2月) ・京都市内を活動対象とする法人 24法人(令和5年3月末現在)。(うち更生保護対象者を対象とする法人 13法人) ・居住支援法人への聞き取りや意見交換を行い、各法人の事業内容などをまとめた個票を作成し、ホームページで公表した。	・居住支援法人連絡会の実施 ・各法人の増加に向けた周知の実施 ・居住支援法人と居住支援協議会の連携による取組の実施
		5	京都市居住支援協議会(京都市すこやか住宅ネット)による高齢者等が民間賃貸住宅に円滑に入居できる取組の推進	住宅政策課	京都市居住支援協議会(京都市すこやか住宅ネット)による、高齢であることを理由に入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」の登録促進や、住み替え支援や定期的な見守り等を行う京都市高齢者すまい・生活支援事業等を不動産関係団体や社会福祉関係団体と連携して実施することにより、高齢者等が民間賃貸住宅に円滑に入居できる取組を推進します。	京都市居住支援協議会	実施済 ・高齢又は障害があることを理由に入居を拒まない民間賃貸住宅を「すこやか賃貸住宅」として、また、高齢者の住み探しに協力的な不動産事業者等を「すこやか賃貸住宅協力店」として協議会に登録し、ホームページで発信するとともに、相談窓口で紹介するなど活用している。 ●R5年3月末 登録住宅数 5,539戸 協力店170店	・不動産団体と福祉団体の協力により高齢期の住まいの相談会を実施する ・すこやか賃貸住宅の拡大に向け、賃貸住宅所有者にたいする働きかけを実施 ・障害者の入居に係る賃貸所有者向けの相談を実施 ・不動産関係者と福祉関係者の交流を支援 ・協議会の取組や相談窓口を広く周知 ・低額所得者への居住支援を拡充
		6	高齢者等が市営住宅を利用しやすい環境整備	住宅管理課	優先入居の取組など、高齢者や障害のある人、生活困窮者にとって市営住宅を利用しやすい環境づくりを推進します。	なし	実施済 保証人制度の廃止や優先入居の取組等、市営住宅のセーフティネット機能を強化し、高齢者や障害のある人、生活困窮者にとって、市営住宅を利用しやすい環境整備に取組んでいる。	高齢者や障害のある人、生活困窮者にとって、市営住宅を利用しやすいよう、手すりやスロープの設置等、引き続き環境を整えていく。
		7	生活困窮者自立支援制度、生活保護制度等による生活困窮者の住居の確保	生活福祉課	生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業や住居確保給付金支給事業、生活保護制度に基づく住宅扶助の実施により、生活困窮者が住居を確保できるよう支援します。	生活困窮者自立相談支援事業 住居確保給付金支給事業	実施済 ○生活困窮者自立相談支援事業 ・相談受付件数 715名 支援対象者数 195名 ○住居確保給付金支給事業 ・支給決定件数 1,121件	引き続き、生活困窮者自立相談支援員による生活にお困りの方の相談・支援にしっかりと取り組むとともに、住居確保給付金の支給による家賃補助等を行っていく。
		8	一時的な宿泊場所の提供及び地域における安定した住居の確保	生活福祉課	緊急一時宿泊施設の提供により、住居を失った人の一時的な宿泊場所を確保します。また、自立に向けた支援プランを作成し、地域における安定した住居を確保できるよう併走型の支援を実施します。	ホームレス緊急一時宿泊事業 ホームレス訪問相談事業	実施済 ○ホームレス緊急一時宿泊事業(生活再建一時宿泊事業を含む) ・宿泊実人数 497名 ○ホームレス訪問相談事業 ・面談件数 2,201件(令和4年11月末時点)	引き続き、一時的な宿泊場所の提供及び相談・支援に取り組んでいく。
		9	高齢者、障害のある人等を受け入れる社会福祉施設の整備	障害保健福祉推進室、健康長寿企画課、介護ケア推進課	京都市民長寿すこやかプラン、はぐくみ支え合いまち・京都ほほえみプラン等に基づき、高齢者、障害のある人等を受け入れる社会福祉施設の整備を推進します。	(障害)なし (健長)老人福祉センターの運営 (介護)介護基盤等整備	(障害)●障害者支援施設整備助成事業(白川学園) 障害児入所施設に入所する18歳以上のもの(過齢児)が成人期に相応しい環境で適切な支援を受けられるようにするため、障害者支援施設への転換をするための整備に対し助成を行った。 (健企)実施済み/老人福祉センターの運営により、高齢者の社会参加を促進した。 (介護)実施予定/・広域型特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホーム「京・みやこ(仮称)」/特養定員80人、グループホーム定員9人/令和6年3月開所予定 ・広域型特別養護老人ホーム「京都山科すみれ園(仮称)」/定員120人/令和6年2月開所予定 ・広域型特別養護老人ホーム「宝生苑」(増床)/定員29人→89人/令和5年度中竣工予定 ・地域密着型特別養護老人ホーム「洛和ヴィラ桃山Ⅲ番館(仮称)」/定員24人(短期入所20人併設)/令和6年1月開所予定 ・認知症高齢者グループホーム「すなひの家西賀茂グループホーム(仮称)」/定員27人/令和6年3月開所予定	(障害) ●民間社会福祉施設整備事業の実施(ベテスタの家) (福)世光福祉会が運営する民間社会福祉施設であるベテスタの家ルーツ(共同生活援助事業所)の建物について、耐震基準を満たしていないため、法人が建て替えを行うにあたり、その経費の一部を助成する。 (健長)予算あり/継続 老人福祉センターの運営により、高齢者の社会参加を促進する。 (介護)予算あり/継続 ・広域型特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホーム「京・みやこ(仮称)」/特養定員80人、グループホーム定員9人/令和6年3月開所予定 ・広域型特別養護老人ホーム「京都山科すみれ園(仮称)」/定員120人/令和6年2月開所予定 ・広域型特別養護老人ホーム「宝生苑」(増床)/定員29人→89人/令和5年度中竣工予定 ・地域密着型特別養護老人ホーム「洛和ヴィラ桃山Ⅲ番館(仮称)」/定員24人(短期入所20人併設)/令和6年1月開所予定 ・認知症高齢者グループホーム「すなひの家西賀茂グループホーム(仮称)」/定員27人/令和6年3月開所予定
(2) 刑務所出所者等が意欲や能力に応じて就労できる環境づくりを推進します。	1	刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進【再掲】						
	2	ハンドブック「つなぐつながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備【再掲】						
	3	京都市再犯防止推進会議における関係機関との連携強化と再犯防止の取組の着実な推進【再掲】						
	4	京都保護観察所が開催する刑務所出所者等就労支援推進協議会への参画による関係機関との連携強化	保健福祉総務課	京都保護観察所が開催する刑務所出所者等就労支援推進協議会に参画し、刑務所出所者等を雇用し結び付けるための方策等について情報交換や協議を行うなど、地元経済団体を含む関係機関との連携強化を図ります。	再犯防止推進事業	実施済 京都市(保健福祉総務課)が令和4年4月に開催された刑務所出所者等就労支援推進協議会にオブザーバーとして参画。その場で京都市の再犯防止の取組について説明	引き続き、刑務所出所者等就労支援推進協議会に参画し、関係機関との連携強化を図る。	

計画の柱	取組施策(中項目)	番号	取組施策(小項目)	担当課	取組内容	事業名(あれば記載)	令和4年度の取組状況	令和5年度の取組予定	
		5	生活困窮者自立支援制度、生活保護制度等による生活困窮者の就労支援	生活福祉課	生活困窮者自立支援制度、生活保護制度等に基づく自立相談支援事業、就労意欲喚起等支援事業、チャレンジ就労体験事業、京都市自立支援センターにおける支援等により、生活困窮者の就労の確保、定着を推進します。	生活困窮者自立相談支援事業 就労意欲喚起等支援事業 チャレンジ就労体験事業 ホームレス自立支援センター事業	実施済 ○生活困窮者自立相談支援事業 ・相談受付件数 715名 支援対象者数 195名 ○就労意欲喚起等支援事業 ・支援者数 1,165名 就職者数 553名 ○チャレンジ就労体験事業 ・支援対象者数 150名 就職体験者数 133名 ○ホームレス自立支援センター事業 ・入所者数 35名 就労者数 24名	引き続き、就労意欲喚起等支援事業、チャレンジ就労体験事業、京都市自立支援センターにおける支援等により、生活困窮者の就労の確保、定着に取り組んでいく。	
		6	区役所・支所における福祉・就労支援コーナーの設置による就労支援	生活福祉課	生活保護受給者等就労自立促進事業として区役所・支所に設置する福祉・就労支援コーナーにおいて、就職支援や求人情報を提供することにより、生活困窮者の就労を支援します。	生活保護受給者等就労自立促進事業	実施済 ○生活保護受給者等就労自立促進事業 ・支援者数 1,734名 就職者数 1,010名	引き続き、区役所・支所に設置する福祉・就労支援コーナーにおいて、就職支援や求人情報を提供することにより、生活困窮者の就労支援に取り組んでいく。	
		7	障害福祉サービスの提供等による就労意欲のある障害のある人への支援	障害保健福祉推進室	障害者総合支援法に基づく就労系サービス(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援)の提供等により、就労意欲のある障害のある人の就労の確保、定着を支援します。また、障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業、伝福連携・農福連携の取組等により、就労機会の創出や工賃の向上に向けた取組を推進します。	(障害)・障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業 ・京都市伝福連携担い手育成支援事業(産業観光局予算) ・京都市らしい農福連携推進事業	実施済 ○障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業 ・職場実習:19職場/19名 ・チャレンジ雇用:1職場/1名(3か月) ○京都市伝福連携担い手育成支援事業 ・補助事業者:1事業者 ○京都市らしい農福連携推進事業 ・黄真珠の選別業務受託:合計11施設 ・新京野菜を活用した新商品開発:1施設	引き続き、障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業等により、障害のある人の就労機会の創出や工賃の向上に向けた取組を推進します。	
		8	障害者就労支援プロモート事業等による障害のある人を雇用する企業等の開拓・支援	障害保健福祉推進室	福祉施設職員や利用者向けにスキルアップ研修会等を行う障害者就労支援プロモート事業や、障害者雇用に意欲のある企業等が障害者雇用の拡大に当たり必要なノウハウ等を提供する障害者雇用促進アドバイザー派遣等支援事業を通して、障害のある人を雇用する企業等を開拓・支援します。	・障害者就労支援プロモート事業 ・障害者雇用促進アドバイザー派遣等支援事業	実施済 ○障害者就労支援プロモート事業 【スキルアップ研修】 「精神・発達障害の特性と職業的課題について～基礎～」など6回/150名 【企業研修・セミナー等】 「障害のある人と共に働き活躍する共生社会に向けた地域企業の障害者雇用に関する取組 意見交換会 など」2回/20名 【その他】 大学生をインタビューとした障害者雇用に前向きな地域企業のインタビュー記事のSNS掲載 インタビュー対象企業:4社 ○障害者雇用促進アドバイザー派遣等支援事業 申込事業者:4社、利用回数:9回	引き続き、障害者就労支援プロモート事業等による障害のある人を雇用する企業等の開拓・支援を推進する。	
		9	京都若者サポートステーションにおける就労支援	育成推進課	京都若者サポートステーションにおいて、就労の意思はあるものの様々な課題を抱えている人に対して、相談事業をはじめ、職業体験や就職セミナー等の支援プログラムを提供し、就労の確保、定着を推進します。	京都若者サポートステーションの運営	実施済 15歳から49歳までの就労の意思はあるものの無業状態にある方を支援するため、専門職による相談事業等を実施し、個別・継続的な支援に取り組んでいる。 ・相談:3,097件、職業体験やセミナー等の実施:311回、延べ876名参加 ・就職者数:143名	引き続き、京都若者サポートステーションにおける就労支援を実施していく。	
		10	シルバー人材センターに対する支援等による高齢者の就労支援	健康長寿企画課	高齢者が長年にわたり培ってきた知識や経験等を生かすことのできる、臨時的・短期的な就業機会を提供しているシルバー人材センターに対する支援等により、高齢者の就労の確保を推進します。	シルバー人材センター運営補助事業	実施済 生きがいや追加的な収入を得たいという高齢者に対し、経験や能力を活かせる仕事を提供するシルバー人材センターへ支援を行った。	生きがいや追加的な収入を得たいという高齢者に対し、経験や能力を活かせる仕事を提供するシルバー人材センターへ支援を行う。	
		11	市内企業等に対する広報・啓発による協力雇用主の開拓と地域社会の理解促進	保健福祉総務課、産業企画室	京都保護観察所、京都府就労支援事業者機構、コレワーク(矯正就労支援情報センター)等と連携し、市内企業等に対して、犯罪等をした人を雇用することの意義や協力雇用主の活動について周知し、参加を呼びかけるなど、保護観察所等が行う協力雇用主の開拓に協力します。また、様々な啓発活動により、犯罪等をした人の社会復帰を雇用を通じて支援する活動について、市民の理解促進を図ります。	(産企)京都市中小企業担い手確保・定着支援事業	実施済 (産企)京都市わかもの就職支援センターのメールマガジン(約3,700社)により、令和4年7月の再発防止啓発月間に、協力雇用主の募集について企業向けに周知した。 (保福) 協力雇用主等を紹介した啓発パネル展(左京区役所、上京区役所、南区役所、本庁舎)の開催。また、本市ホームページにおいても再犯防止や更生支援に関する啓発等を行っている。	(産企) 予算あり/継続 引き続き周知啓発等に随時協力する。 (保福) 予算あり/充実 引き続き再犯防止や更生支援に関する理解促進に向けた市内企業への啓発を行う。	
		③ ボランティア活動への積極的な参加等、多様な社会の居場所へつなぐ取組を推進します。	1	社会とのつながりを深めるボランティア活動への参加の促進	地域自治推進室、健康長寿企画課	京都市市民活動総合センターや京都市福祉ボランティアセンターにおいて、ボランティア情報の発信やボランティアを求めている団体と活動を希望する市民とのコーディネートを行うことにより、市民のより活発な社会参加を促進します。	(健長)なし (文市)ボランティア・コーディネート事業 ※市民活動総合センターの指定管理業務として実施	実施済 (健長)京都市福祉ボランティアセンターにおいては、ボランティア関連情報等について、月刊誌「ボランティアズ京都」やホームページ、SNS等を通じて情報発信するとともに、市民等からの相談に対して、ボランティア情報の提供や紹介・コーディネートを行った。 (文市)市民活動総合センターにおいて、ボランティア・コーディネート事業を実施。 <実績>(令和5年3月末時点) 情報提供件数:88件 仲介件数:498件 成立件数:21件(1,469人)	(健長) 予算あり/継続 引き続き、京都市福祉ボランティアセンターにおいて、ボランティア情報の発信やボランティア活動に関する相談の受付・コーディネート等を行う。 (文市)市民活動総合センターの指定管理業務として実施しているため、予算要求欄は空欄としています/継続 引き続き、市民活動総合センターにおいてボランティア・コーディネート事業を実施予定。
		2	高齢者・障害のある人等の社会参加の促進等、多様な居場所へつなぐ取組の推進	障害保健福祉推進室、健康長寿企画課	健康長寿サロンなど高齢者の身近な通いの場の拡充、障害のある人の文化芸術活動や障害者スポーツの振興等により、高齢者や障害のある人等を社会の居場所へつなぐ取組を推進します。	(障害)こころのサポートふれあい交流サロン (健企)高齢者の居場所づくり支援事業	実施済 (障害) 精神障害のある方の居場所を確保するとともに、制度の狭間にある方(障害福祉サービスにつながらない方)であっても、安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、市内12箇所に設置しているサロン運営を継続して実施した(委託事業)。 (健企)健康長寿サロン 225箇所(令和4年度当初) 地域の住民や団体が主体となって設置し、運営する通いの場である「健康長寿サロン」に対する支援(補助金の交付等)を実施。	(障害)引き続き、事業を実施し、精神障害のある方等が安心して地域で暮らすことができるようサロン運営を継続して実施する。 (健企)地域の住民や団体が主体となって設置し、運営する通いの場である「健康長寿サロン」に対する支援(補助金の交付等)を実施予定。	

京都市再犯防止推進計画に掲げる具体的な取組施策の状況について（柱2）

計画の柱	取組施策(中項目)	番号	取組施策(小項目)	担当課	取組内容	事業名(あれば記載)	令和4年度の取組状況	令和5年度の取組予定
2 ネットワークの充実による保健医療・福祉サービスの利用の促進	(1) 関係機関と連携し、生活困窮者、高齢者、障害のある人等に対する保健医療・福祉サービスの提供を推進します。	1	刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進【再掲】					
		2	ハンドブック「つながりながら」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備【再掲】					
		3	京都市再犯防止推進会議による関係機関との連携強化と再犯防止の取組の着実な推進【再掲】					
		4	生活困窮者、高齢者、障害のある人等に対する保健医療・福祉サービスの提供	障害保健福祉推進室、生活福祉課、健康長寿企画課	保健福祉センター、地域包括支援センター、障害者地域生活支援センター等において、生活困窮者、高齢者、障害のある人等に対する保健医療・福祉サービスの提供を推進します。また、地域あんしん支援員等により、制度の狭間や支援を拒否する人など、支援につながりにくい人への働き掛けを行い、保健医療・福祉サービスの利用促進を図ります。	(障害)なし (生福)なし (健企)なし ①地域包括支援センター運営事業 ②地域あんしん支援員設置事業	(障害)保健福祉センター、障害者地域生活支援センター等と連携し、障害のある人に対する障害福祉サービスの提供を行った。 (生福)なし (健企)①市内61箇所に設置する高齢サポート(地域包括支援センター)において、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職員が、各専門分野の視点を活かしながら互いに連携し、地域に暮らす高齢者の介護・福祉・健康・医療に関する相談等に対応している。また、一人暮らし高齢者への訪問活動等を通じて、支援が必要な高齢者を把握し適切な支援につなぐとともに、地域の関係機関との連携を深め、地域の支援ネットワーク構築を進めている。 ②地域あんしん支援員が地域や関係機関との連携のもと、複合的な課題を抱える支援対象者を適切な制度やサービス等の支援に結びつけるなど、生活課題の改善等に取り組んでいる。 (事業開始時(平成26年)から令和5年1月末時点の累計支援世帯数:293世帯)	(障害)引き続き保健福祉センター、障害者地域生活支援センター等と連携し、障害のある人に対する障害福祉サービスの提供を行う。 (生福)なし (健長)予算あり/継続 ①引き続き、市内61箇所に設置する高齢サポート(地域包括支援センター)において、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職員が、各専門分野の視点を活かしながら互いに連携し、地域に暮らす高齢者の介護・福祉・健康・医療に関する相談等に対応していく。また、一人暮らし高齢者への訪問活動等を通じて、支援が必要な高齢者を把握し適切な支援につなぐとともに、地域の関係機関との連携を深め、地域の支援ネットワーク構築を進めていく。 ②引き続き、地域あんしん支援員が地域や関係機関と連携のもと、複合的な課題を抱える支援対象者を適切な制度やサービス等に結びつけるなど、支援につながりにくい人へ働き掛けを行い、保健医療・福祉サービスの提供の推進に取り組んでいく。
		5	京都保護観察所が開催する関係機関連絡協議会への参画による保健医療・福祉サービスの円滑な提供に向けた連携強化	保健福祉総務課、障害保健福祉推進室、生活福祉課	京都保護観察所が開催する関係機関連絡協議会に参画し、保健医療・福祉サービスの円滑な提供について情報交換、情報共有を行うなど、関係機関との連携強化を図ります。	(保総)再犯防止推進事業 (障害)なし (生福)なし	実施済 (保総・障害・生福)令和5年2月20日 地域生活定着支援連絡協議会に出席し、保健医療・福祉サービスの円滑な提供に向けた連携強化を図る。 (障害)令和4年12月7日 医療観察制度運営連絡協議会(京都保護観察所開催)に出席し、関係機関と情報共有等を行った。	(保総・障害・生福)引き続き、地域生活定着支援連絡協議会に参画し、保健医療・福祉サービスの円滑な提供に向けた連携強化を図る。 (障害)引き続き、医療観察制度対象者の地域処遇が円滑に実施されるよう、関係機関と連携を図る
(2) 関係機関と連携し、薬物依存等からの回復支援を推進します。	1	こころの健康増進センターにおける総合的な依存症対策の推進	こころの健康増進センター	こころの健康増進センター(精神保健福祉センター)を依存症者に対する相談拠点に位置付け、薬物等の問題を抱える本人及び家族を対象とした薬物依存症・ギャンブル等依存症外来を設置するなど、同センターにおいて依存症対策を総合的に推進します。	精神保健福祉センター事業 (依存症対策総合支援事業)	実施済 薬物依存、ギャンブル等依存に関する相談員による相談、及び専門医による外来を実施 ○電話相談件数 82件 ○来所相談件数 68件 ○外来受診数 50件	アルコール、薬物、ギャンブル依存等の問題を抱える本人及び家族の相談等を実施し、依存症対策を総合的に推進する。	
	2	依存症専門医療機関の選定等による依存症者に対する医療の提供体制の確保	障害保健福祉推進室	アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症を対象とする依存症専門医療機関の選定等を進めることにより、依存症者に対する医療の提供体制の確保を図ります。	なし	実施済 令和4年8月にひろこ心の診療所を依存症専門医療機関(薬物依存症、ギャンブル等依存症)として選定。 ※府市協調で4か所の医療機関を選定済み(令和5年3月現在)	引き続き、選定基準を満たす医療機関からの申請があれば、京都府と連携しながら、依存症専門医療機関の選定等を進めることにより、依存症者に対する医療の提供体制の確保を図る。	
	3	薬物依存症回復支援プログラム「KEEP」の実施等による依存症者の回復支援と再発の予防	こころの健康増進センター	薬物問題に悩む本人が自己理解を深め、依存症からの回復を目指す薬物依存症回復支援プログラム「KEEP」の実施等により、薬物依存症者に対する回復支援や再発予防に取り組みます。	精神保健福祉センター事業 (依存症対策総合支援事業)	実施済 薬物依存症者に対する回復支援や再発予防の実施 ○薬物依存症回復支援プログラム(認知行動療法に基づく治療・回復プログラム) 回数15回 参加人数 57人	引き続き、薬物問題に悩む本人が自己理解を深め、再発の危険なサインに気づくなど、依存症からの回復を支援する。	
	4	アルコール・薬物依存症家族支援プログラムの実施による依存症者の家族に対する支援	こころの健康増進センター	講義及びグループワーク形式のアルコール・薬物依存症家族支援プログラムの実施により、依存症者の家族に対する支援に取り組めます。	精神保健福祉センター事業 (依存症対策総合支援事業)	実施済 アルコール、薬物依存症家族に対する支援の実施 ○アルコール・薬物依存症家族支援プログラム 回数 10回 参加人数 66人	引き続き、アルコール、薬物依存症の家族等への支援を実施する。	
	5	依存症者支援実務者連絡会議の開催等を通じて依存症者の回復支援に関する地域ネットワークの構築	こころの健康増進センター	依存症者支援実務者連絡会議の開催等を通じて、地域における依存症に関する情報や課題を共有し、依存症者の回復支援に関する地域のネットワークを構築することで、包括的な支援を実施します。	精神保健福祉センター事業 (依存症対策総合支援事業)	実施済 依存症専門医療機関、相談拠点機関等と依存症者支援実務者連絡会議を開催 ○第1回 令和4年11月29日 オンライン開催 ○第2回 令和5年 1月18日 オンライン開催	依存症者支援に関する関係機関の連携促進のため、引き続き開催する。	
	6	医療関係者、保健福祉関係者、刑事司法関係者等に対する薬物依存症者の回復支援に関する研修の実施	こころの健康増進センター	薬物依存の問題を抱える方を支援する関係者(医療、保健福祉、刑事司法等)に対する研修を定期的に実施することにより、薬物依存からの回復支援に関する正しい知識・技術の普及に努め、関係者同士の連携強化を図ります。	精神保健福祉センター事業 (依存症対策総合支援事業)	実施済 地域リハビリテーション推進研修の実施 ○嗜癖と依存 回数 1回 参加人数 86人	引き続き、医療、福祉等の関係者を対象として依存症の回復支援の研修を実施する。	
	7	活動周知の協力等、依存症者の自助グループ等の活動に対する支援	こころの健康増進センター	こころの健康増進センターが発行する広報物や主催研修会・講演会等において、依存症者の自助グループや回復支援施設の活動周知の協力等を行うことにより、利用拡大と市民理解の促進を図ります。	精神保健福祉センター事業 (依存症対策総合支援事業)	実施済 ギャンブル、アルコール依存症の自助グループ活動の支援 ○回数 36回 参加人数 82人	引き続き、薬物、アルコール依存症の自助グループ活動への支援を実施する。	
(3) 薬物依存に関する理解が市民に広がるよう、関係機関と連携した広報・啓発活動を実施します。	1	啓発活動による薬物依存症は適切かつ継続的な治療・支援により回復することができる病気であることを理解促進	こころの健康増進センター	「薬物問題について考える講演会」の開催やリーフレットの配布等の啓発活動により、薬物依存症は適切かつ継続的な治療・支援により回復することができる病気であることを知識を深め、依存症者の回復への見守りや支援につながるよう理解促進を図ります。	精神保健福祉センター事業 (依存症対策総合支援事業)	実施済 薬物問題について考える講演会の開催 ○令和5年1月18日 オンライン開催	引き続き、関係機関と協力し講演会等を開催し、啓発活動を実施する。	
	2	きょうと薬物乱用防止行動府民会議や京都府薬物乱用対策推進本部への参画による関係機関と連携した総合的な薬物乱用防止対策の推進	医療衛生企画課	きょうと薬物乱用防止行動府民会議や京都府薬物乱用対策推進本部に参画し、京都府や刑事司法関係機関と連携して、未然防止や再乱用防止に取り組むなど、総合的な薬物乱用防止対策を推進します。	薬物乱用防止啓発事業	実施済 ○薬物乱用防止啓発ポスターを作成し、教育機関(小中高大)及び関係団体等に配布(配布数1,906枚) ○薬物乱用防止指導員等の市民団体等が、講演会や啓発活動を行う際の薬物情報の提供、薬物乱用防止啓発資料の貸出・提供(35件実施) ○薬物乱用防止教室の講師派遣(5件実施)	引き続き、ポスターを中心とした薬物乱用防止啓発資料の貸出・配布や講師の派遣等を行うことにより、薬物乱用防止の啓発を実施する。	

京都市再犯防止推進計画に掲げる具体的な取組施策の状況について（柱3）

計画の柱	取組施策(中項目)	番号	取組施策(小項目)	担当課	取組内容	事業名(あれば記載)	令和4年度の取組状況	令和5年度の取組予定	
3 非行の未然防止、犯罪等をした少年への継続した学びの支援	(1) 児童生徒の非行の未然防止等を目的とした取組を推進します。	1	民間団体への支援を通じた生きづらさを抱える若年者の居場所づくりの推進	保健福祉総務課	民間団体による若年者を対象とした再犯防止に資する活動への支援を通じ、生きづらさを抱える若年者が必要な支援につながる事ができる居場所づくりを推進します。	再犯防止推進事業	実施済 「京都市生きづらさを抱える若年者の居場所づくり等支援事業補助金」を2団体に交付した。 (交付決定した民間団体による主な取組) ・安心して過ごせる居場所づくり ・個々の特性に応じた就労支援 ・専門家(保健師等)によるセミナーの開催	引き続き、生きづらさを抱える若年者が必要な支援につながる事ができる居場所づくりを推進します	
		2	警察官やスクールサポーター等を講師とした非行防止教室の実施による子どもの規範意識の育成	生徒指導課	学校に警察官やスクールサポーター(警察OB)等を講師として招き、暴力・万引き・いじめ・薬物乱用・性課題等に関する講義を行う非行防止教室を実施することにより、子どもの規範意識を育みます。	非行防止教室を全市立学校において実施	実施済	非行防止教室を全市立学校において実施	引き続き、非行防止教室の全校実施を目標に、子どもの規範意識の育成を推進する。
		3	薬物乱用防止教育スタンダードに基づく学校における体系的な薬物防止教育の推進	体育健康教育室	薬物乱用防止教育スタンダードに基づき、薬物乱用防止教室、喫煙防止教育などに取り組み、学校における体系的な薬物乱用防止教育を推進します。	なし	実施済	令和4年6月21日、小・中・高・総合支援学校の担当教員を対象に「薬物乱用防止教室実施に向けた研修会」を開催。京都府警察等と連携し、児童生徒向けの薬物乱用防止教室を全校で実施。	引き続き、令和4年度と同様の取組を実施する。
		4	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置による児童生徒及び保護者に対する支援	生徒指導課	学校に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが児童生徒や保護者の様々な悩みの相談に応じ、関係機関と連携して課題に応じた支援を推進します。	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	実施済	・一部小規模校を除く全校で、年間280時間以上のスクールカウンセラーを配置。 ・全中学校区及び定時制高校にスクールソーシャルワーカーを配置。	・引き続き、一部小規模校を除く全校で年間280時間以上スクールカウンセラーを配置し、適切な支援を行う。 ・引き続き、全中学校区及び定時制高校にスクールソーシャルワーカーを配置し、適切な支援を行う。
		5	学校と関係機関との連携強化と生徒指導上の課題への組織的対応力の向上	生徒指導課 生涯学習部	京都市中学校補導連盟連絡協議会において、生徒指導に関する情報交換や問題行動の未然防止に関する研修等を実施することにより、参加機関との連携を強化するとともに、中学校における生徒指導上の課題への組織的対応力の向上を図ります。	地域生徒指導連絡協議会	実施済	地域生徒指導連絡協議会(PTA、少年補導委員会、自治連合会、学校教職員等で中学校区ごとに組織)では、地域における児童・生徒の健全育成、問題行動を防止するため、パトロールやあいさつ運動など、地域に根差した様々な活動を実施。また、全市組織である地域生徒指導連合会では、薬物や虐待などのテーマで研修会(年1回)を予定していたが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。	地域生徒指導連絡協議会(PTA、少年補導委員会、自治連合会、学校教職員等で中学校区ごとに組織)では、地域における児童・生徒の健全育成、問題行動を防止するため、パトロールやあいさつ運動など、地域に根差した様々な活動を実施。また、全市組織である地域生徒指導連合会では、薬物や虐待などのテーマで研修会(年1回)を実施。令和5年度は、1～2月頃に1回実施予定。
		6	児童相談所における触法行為等に対する相談の受付及び継続した指導・支援の実施	児童福祉センター、第二児童福祉センター	児童相談所において、触法行為や虐待等の相談を受け付け、学校、少年サポートセンター等の関係機関及び地域の関係者と連携して、継続した指導・支援を実施します。	なし	実施済	触法行為や虐待等の相談を受け付け、学校、少年サポートセンター等の関係機関及び地域の関係者と連携して、継続した指導・支援を実施している。	触法行為や虐待等の相談を受け付け、学校、少年サポートセンター等の関係機関及び地域の関係者と連携して、継続した指導・支援を実施する。
		7	京都少年鑑別所(法務少年支援センター)が開催する地域援助推進協議会への参画等、関係機関との連携強化による児童相談所における相談支援の充実	児童福祉センター、第二児童福祉センター	京都少年鑑別所(法務少年支援センター)が開催する地域援助推進協議会へ参画する等、関係機関との連携を強化するとともに、同鑑別所による心理相談、指導方法の提案等の個別援助を活用することにより、児童相談所における相談支援の充実を図ります。	なし	実施済	京都少年鑑別所(法務少年支援センター)等、関係機関との連携を強化するとともに、同鑑別所による心理相談、指導方法の提案等の個別援助を活用することにより、児童相談所における相談支援の充実を図っている。	京都少年鑑別所(法務少年支援センター)等、関係機関との連携を強化するとともに、同鑑別所による心理相談、指導方法の提案等の個別援助を活用することにより、児童相談所における相談支援の充実を図る。
		8	青少年活動センターにおける非行少年の立ち直り支援や若者が安心して過ごせる居場所づくりによる自己成長の支援	育成推進課	青少年活動センターにおいて、ボランティア活動等の支援プログラムを活用した非行少年の立ち直り支援や若者が安心して過ごせる居場所づくりに取り組むことにより、様々な悩みを抱える青少年の自己成長を支援します。	立ち直り支援事業清掃活動	実施済	京都府健康福祉部家庭支援課(ユースアシスト)・京都家庭裁判所・京都市が連携実施している「非行少年等立ち直り支援事業」に協力し、月に1回北青少年活動センター周辺地域の清掃活動(延べ84名)を行っている。また、複数の青少年活動センターを学習支援場所(延べ226名)として提供し、日常的な居場所としての関係づくりを行っている。	引き続き、他機関と連携しながら活動を行う。
		9	非行防止、犯罪予防等の活動や「社会を明るくする運動」に対する助成等、保護司の活動への支援	育成推進課	非行防止活動、保護観察を主とした更生保護活動及び毎年7月に実施される「社会を明るくする運動」の諸活動に対する助成を行うなど、保護司の活動を支援します。	保護司活動への支援	実施済	非行防止活動、保護観察を主とした更生保護活動に対して助成した。	引き続き、更生保護活動に対する助成と、保護司活動の周知を行う。
		10	京都市少年補導委員会等と連携した青少年の非行防止や健全育成の推進	育成推進課	青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)を中心に、少年補導・育成団体等と連携して、非行防止に関する街頭啓発を行うなど、青少年の非行防止や健全育成を推進します。	京都市少年補導委員会等との連携	中止	新型コロナウイルス感染症の影響で、連携を予定していた事業が中止となった。	他団体が実施する事業に本市が積極的に参画し、京都市少年補導委員会等と連携した啓発活動等を行う。
		11	子ども食堂など地域団体等が実施する子どもの居場所づくりの取組への支援による社会的孤立の防止	子ども家庭支援課	子ども食堂や学習支援といった、地域や民間団体により実施されている子どもの居場所づくりの取組に対する支援コーディネーター派遣など、より多くの地域で継続的に行われていくための支援を実施することにより、子どもの社会的孤立を防止します。	子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業	実施済	令和2年から、子ども食堂等の子どもの居場所が、支援を必要とする子どもや家庭を適切な機関につなぐ「気づきの窓口」となるよう、居場所への現地訪問や情報提供、相談支援などの取組を行うとともに、市民や企業からの寄付を適切に寄付先につなぐなどの支援等を行い、子どもの居場所づくりに取り組む団体が、継続して取組を実施することができるよう支援を実施	引き続き、子どもの居場所づくりに取り組む団体が、継続して取組を実施することができるよう、市民や企業からの寄付を適切に寄付先につなぐなどの支援を充実させる等必要な支援を行う。
		12	京都府が開催する非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議への参加による関係機関と連携した非行少年等に対する支援の推進	育成推進課	京都府が開催する非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議に参加し、京都府や京都少年鑑別所、京都保護観察所等との意見交換、情報共有を行うなど、関係機関と連携した非行少年等に対する支援を推進します。	非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議への参画	実施予定	例年、年1～2回程度開催される会議に参画し、関係機関と非行少年等の立ち直りに関することを情報共有している。(令和4年度は7月26日に開催された会議に参加)	引き続き、会議に参画することにより、関係機関と連携した非行少年等に対する支援を行う。
(2) 課題のある少年の継続した学びの支援を推進します。	1	少年院、少年鑑別所等に入院、入所した児童生徒に対する円滑な復学・進学や再非行防止等に向けた支援の実施	生徒指導課	少年院、少年鑑別所等に入院、入所した児童生徒について、学校が関係機関と連携して、適切に学籍や学習評価等についての配慮を行うなど、円滑な復学・進学や再非行防止等に向けた支援を実施します。	なし	実施済	少年院、少年鑑別所等の関係機関と学校が連携し、円滑な復学・進学等に向けて支援を実施。	引き続き、課題のある少年へ継続して学びの支援を推進する。	
	2	高校進学に課題を抱える中学生等に対する学習支援の推進	育成推進課 子ども家庭支援課	学習習慣づくりや安心して過ごせる居場所づくりなど、高校進学に課題を抱える中学生等に対する学習支援を推進します。	①生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもの学習支援事業 ②なし	実施済	①市内11区・3支所全ての管内における18箇所での学習支援事業を実施。(登録者数:291人 ※令和5年3月末時点) ②各青少年活動センターのロビーを利用している青少年に対し、勉強の合間に息抜きができるようなレクリエーションを不定期に開催している。	①引き続き、学習習慣づくりや安心して過ごせる居場所づくりなど、高校進学に課題を抱える中学生等に対する学習支援を推進する。 ②引き続き、安心して過ごせる居場所づくりに向けプログラムの提供を行う。	

京都市再犯防止推進計画に掲げる具体的な取組施策の状況について（柱4）

計画の柱	取組施策(中項目)	番号	取組施策(小項目)	担当課	取組内容	事業名(あれば記載)	令和4年度の取組状況	令和5年度の取組予定
4 犯罪等をした人の年齢や特性に応じた効果的な支援の実施	(1) 地域再犯防止推進モデル事業の結果を踏まえ、若年者に対する効果的な支援を実施します。	1	民間団体への支援を通じた生きづらさを抱える若年者の居場所づくりの推進【再掲】					
		2	犯罪等をした若年者に対する効果的な支援モデルの提示	保健福祉総務課	地域再犯防止推進モデル事業の結果や民間団体の取組事例を市民や支援団体等に広く発信するなど、犯罪等をした若年者に対する効果的な支援モデルを提示します。	再犯防止推進事業	実施済	民間団体等の取組について、啓発パネルやHP等で発信するとともに、地域再犯防止推進モデル事業の結果についても、京都市政出前トーク等において発信している。
	(2) 地域再犯防止推進モデル事業として作成したハンドブック「つながつながる」の活用により、困りごとに応じた支援につなげる取組を推進します。	-	ハンドブック「つながつながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備【再掲】					
	(3) 本市の各種行政計画や各種施策において、再犯防止の視点を取り入れ、犯罪等をした人が取り残されないようにします。	-	本市の様々な行政計画や施策への再犯防止の視点の導入	保健福祉総務課	本市の様々な行政計画や施策に再犯防止の視点を取り入れることにより、本市の各種施策において犯罪等をした人が取り残されないようにします。	再犯防止推進事業	実施済	京都市基本計画や京都市人権文化推進計画に再犯防止の視点を取り入れている。また、各種施策に再犯防止の視点を取り入れられるよう、全庁的な周知や個別の働きかけを行っている。

京都市再犯防止推進計画に掲げる具体的な取組施策の状況について（柱5）

計画の柱	取組施策(中項目)	番号	取組施策(小項目)	担当課	取組内容	事業名(あれば記載)	令和4年度の取組状況	令和5年度の取組予定	
5 民間協力者の活動との更なる連携、広報・啓発活動の推進による地域社会の理解促進	(1) 民間協力者との連携を強化するとともに、その活動を支援します。	1	京都市再犯防止推進会議における関係機関との連携強化と再犯防止の取組の着実な推進【再掲】						
		2	活動の周知や担い手募集の協力等による民間協力者の活動への支援	保健福祉総務課	本市のホームページや広報誌において、民間協力者(保護司、更生保護女性会、BBS会等)の活動の周知や担い手募集の協力等を行うことにより、民間協力者の活動を支援します。	再犯防止推進事業	実施済	本市ホームページや啓発パネル、SNS等において、民間協力者の活動の周知や担い手募集の協力を行った。	引き続き、広報協力等を中心に、活動支援を行っていく。
		3	非行防止、犯罪予防等の活動や「社会を明るくする運動」に対する助成等、保護司の活動への支援【再掲】						
		4	京都市少年補導委員会等と連携した青少年の非行防止や健全育成の推進【再掲】						
		5	市職員に対する保護司など民間協力者の活動への理解と参加の促進	保健福祉総務課、育成推進課	本市の職員研修等において、保護司の活動について紹介するなど、民間協力者に対する本市職員の理解や退職後の参加を促進します。	(保総)再犯防止推進事業 (育成)なし	実施済	(保総)保健福祉センター新任部課長級研修において、再犯防止の取組について啓発を行った。 (育成)本市職員等を対象とした更生保護に関する研修会を開催した。また、保健福祉センター新任部課長級研修において、再犯防止の取組とともに、保護司の取組についても啓発を行った。	(保総)本市職員に向けた憲法月間講座において、再犯防止の取組について啓発を行う。 (育成)引き続き、研修会等を通じて、民間協力者の活動への理解と参加の促進を図る。
	(2) 再犯防止の取組や刑務所出所者等の社会復帰支援の重要性について理解を促進するための広報・啓発活動を実施します。	1	再犯防止・更生支援に関する理解促進に向けた市民・事業者等への啓発	保健福祉総務課 共生社会推進室	再犯防止啓発月間(7月)を中心に、市民、事業者等に対して、再犯防止・更生支援についての理解を深める啓発を実施します。	再犯防止推進事業	実施済	再犯防止をテーマに、広報誌やSNS等を活用した発信の他、パネル展、本市職員のラジオ出演により啓発活動を開催。 また、文化市民局共生社会推進室と連携し、令和4年8月発行のきょう☆COLOR vol.17において、再犯防止に関する記事を掲載した。	更生支援の必要性を感じてもらえる啓発冊子を制作し、市民や市内事業者等に周知することで、再犯防止・更生支援に対する社会理解の促進や民間協力者の担い手確保につなげる。また、京都BBS連盟と連携し、再犯防止の啓発パネルを制作するとともに、制作したパネルを活用した啓発パネル展を開催する。
		2	市民、地域や関係機関等と連携した犯罪防止に関する総合的な取組の推進	くらし安全推進課	世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動など市民が安心して生活でき、安全な地域社会を実現するための各種取組を進めていく中で、市民、地域、関係機関等と連携した犯罪防止などの普及啓発を推進します。	世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動	実施済	「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の取組において、市民、地域、関係機関等と連携した犯罪防止などの普及啓発を推進する。 (令和4年度の主な取組) ○ 全市事業 全市的に緊急的な対策を講じる必要のある犯罪等への取組を推進(民間事業者と連携した安心安全推進事業など) ○ 各区の取組 各行政区において、地域特性や課題等に応じた取組を推進(地域防犯活動(青色防犯パトロール活動など)の推進など)	引き続き、市民、地域、関係機関等と連携した犯罪防止などの普及啓発を推進する。
		3	非行防止、犯罪予防等の活動や「社会を明るくする運動」に対する助成等、保護司の活動への支援【再掲】						
		4	民間ボランティアの顕彰による民間ボランティアの活動に対する市民理解の促進	保健福祉総務課、育成推進課	地域の安全・安心に貢献した民間協力者を顕彰することにより、民間協力者の活動や意義を広く発信し、再犯防止、更生支援に関する市民理解の促進を図ります。また、国の顕彰制度に候補者を積極的に推薦します。	(保総)再犯防止推進事業 (子若)京都市自治記念式典における表彰	実施済	(子若)永年にわたって本市青少年の健全育成と非行青少年の更生保護活動に尽力された方を「令和4年度京都市自治記念式典」の被表彰者に内申した(表彰授与済み)。	(保総)引き続き、地域の安全・安心に貢献する民間協力者を顕彰するとともに、国の顕彰制度への推薦についても積極的に検討する。 (子若)引き続き、「京都市自治記念式典」に内申する。

京都市再犯防止推進計画に掲げる具体的な取組施策の状況について（柱6）

計画の柱	取組施策(中項目)	番号	取組施策(小項目)	担当課	取組内容	事業名(あれば記載)	令和4年度の実行状況	令和5年度の実行予定	
6「再犯防止×京都の文化力」の視点による取組の推進	(1) 京都の文化力を活用した矯正施設入所者等の更生意欲等を高める取組を実施します。	1	京都の文化力をいかした矯正施設入所者等に対する更生意欲等の喚起	保健福祉総務課	京都刑務所や京都少年鑑別所等と連携して、伝統文化に触れる機会の提供など豊かな人間性を育む京都の文化力をいかした取組を展開することにより、矯正施設入所者等の更生意欲や自己肯定感を高めます。	再犯防止推進事業	実施済	産業観光局や東山青少年活動センターと連携し、京都少年鑑別所や更生保護施設の在所者に対する伝統産業体験「和樂燭」・「清水焼」・「漆塗り」の絵付け体験、西陣織のしおり作り体験を実施。	引き続き、刑事司法関係機関において伝統産業の制作体験を実施し、在所者の更生意欲の喚起を行う。
	(2) 地域社会で孤立させない切れ目のない支援や周囲との良好な人間関係の構築のため、京都の文化の体験を通じた居場所づくりや支援者等とのつながりづくりを推進します。	2	民間団体への支援を通じた生きづらさを抱える若年者の居場所づくりの推進【再掲】						